

天皇杯全日本サッカー選手権大会 開催規定変更

変更前	変更後	理由
<p>第13条</p> <p>5 本大会に出場した選手はチームを移籍することにより、回戦を跨いで異なったチームから出場することはできない。</p>	<p>第13条</p> <p>5 本大会に出場した選手はチームを移籍、<u>またはクラブ申請制度を利用</u>することにより、回戦を跨いで異なったチームから出場することはできない。</p>	<p>「クラブ申請制度適用」を受けているクラブの第2種チームの参加が今後も推察されるため</p>
<p>第29条</p> <p>2 旅費</p> <p>居住区の最寄り駅から競技場までの往復交通費（実費）を支払う。<u>片道100km以上のときは</u>、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審については新幹線もグリーン車の利用を認める。タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める。</p> <p>第30条</p> <p>2 旅費</p> <p>居住区の最寄り駅から競技場までの往復交通費（実費）を支払う。<u>片道100km以上のときは</u>、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審については新幹線もグリーン車の利用を認める。タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める。</p>	<p>第29条</p> <p>2 旅費</p> <p>居住区の最寄り駅から競技場までの往復交通費（実費）を支払う。<u>片道70km以上のときは</u>、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審については新幹線もグリーン車の利用を認める。タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める。</p> <p>第30条</p> <p>2 旅費</p> <p>居住区の最寄り駅から競技場までの往復交通費（実費）を支払う。<u>片道70km以上のときは</u>、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審については新幹線もグリーン車の利用を認める。タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める。</p>	<p>公益財団法人日本サッカー協会の旅費規程が、2012年4月1日に改訂されたため</p>